

今年も

『子育て世帯臨時特例給付金』・『臨時福祉給付金』を支給します

平成26年4月の消費税の引き上げに伴い、子育て世帯への家計の負担を減らし、消費の下支えをするために、児童手当を受給している方に「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

また、所得の低い方への影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。

◆子育て世帯臨時特例給付金

■支給対象者

平成27年度6月分の児童手当（特例給付を除く）の支給を受ける方。

■対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童。

■給付額 対象児童1人につき3,000円

■申請手続

申請・給付手続については、給付対象者へ、児童手当の現況届のご案内に給付金の申請書等を同封して6月上旬から郵便で発送しています。

■申請先 福祉課又は各総合支所・出張所

■申請期限 9月7日(月)

※公務員の方については、勤務先より「申請書」が配布されますので、必要事項等を記入し、勤務先の証明を受けたうえで、福祉課へ申請して下さい。

◆臨時福祉給付金

■支給対象者

平成27年1月1日時点で、周防大島町に住民票があり、平成27年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない方が対象となります。

ただし、市町村民税（均等割）が課税されている方に扶養されている方や、生活保護制度の被保護者となっている方などは、対象外です。

■給付額 対象者1人につき6,000円

■申請手続

（詳細は来月号の広報誌に掲載の予定です。）

申請・給付手続については、給付の対象となる可能性のある方へ、8月上旬ごろ郵便で申請書等を発送する予定です。

平成27年1月2日以降に周防大島町へ転入された方は、前住所地にお問い合わせください。

◆問い合わせ 福祉課 民生福祉班 ☎0820(77)5505



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに町や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず福祉課☎0820(77)5505や周防大島幹部交番☎0820(72)0110または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

いては更新手続きをする必要はありませんので、新しい受給者証を今月末までに郵送します。

■手続きに必要なもの
印鑑、健康保険証、対象になる要件が確認できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など）

■受給者証有効期間
7月1日(水)～平成28年6月30日(木)まで

■問い合わせ 福祉課
☎0820(77)5505

甲種防火管理新規講習

■日時

・7月9日(木)

午前9時～午後4時

・7月10日(金)

午前9時～午後4時

※2日間の受講が必要です。

■講習場所

柳井市文化福祉会館

■受講料（テキスト代）

4000円

■受講手続き

柳井消防署または最寄りの出張所で受講申込書を受取り、必要事項を記入のうえ、柳井消防署または最寄りの出張所へお申し込みください。 ※受講申込書は、柳井地区広

域消防組合のホームページからもダウンロードできます。

■受付期限

6月19日(金)

■問い合わせ

柳井地区広域消防本部予防課

☎0820(23)7774

18歳未満の雇用について

事業者が18歳未満の人をアルバイトとして雇用し、仕事をさせるときは、労働基準法により労働条件通知書の交付義務、時間外・休日労働の禁止などの規定があります。詳しくは岩国労働基準監督署へお尋ねください。

■問い合わせ

岩国労働基準監督署

☎0827(24)1133

県産木材を利用して家を建てる方を支援します

県では、品質の優れた優良県産木材等を利用し、耐震性などの一定基準を満たす住宅を新築される方に、建築費用の一部を助成します。

■助成額 50万円

■募集戸数 220戸

※詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

県ぶちうまやまぐち推進課
☎083(933)3395